

# 財務省今昔物語

第 8 回

財務総合政策研究所主任調査官 寺井順一

## 関東大震災直後の財政金融施策 その時大蔵省では・・・

今年も各地で小地震が多発し、国民の防災意識が高まっている。来月の「防災の日」を前に、今回は関東大震災発生直後における財政金融施策などの話題を取り上げる。

大正12年9月1日の関東大震災は東京府と神奈川県等6県に被害が及び、人的物的ダメージは正に歴史的なものとなった。震災の直後から、政府はあらゆる制度を動員して、早期の復興に尽力している。人心の安定を図るための治安維持関係緊急勅令の公布、罹災者の救助と生活必需品確保の対策、そして、これらとともに重要であったのが、経済活動の混乱を防止するための財政金融緊急措置や租税の減免・徴収猶予措置などであった。

まず、財政の緊急措置としては、大正12年度予備金266万円を9月上旬のうちに支出。9月12日、960万円の予備金外支出。9月17日、1600万円の予備金外支出。その後も予備金外支出は続き、12月までに累計額は1億3019万円となった。大正12年度の一般会計歳出決算額は15億2千万円であり、予備金外支出だけでも異例の規模となった。

また、税の減免措置としては、9月12日、「被災者の税の減免又は徴収猶予の緊急勅令」を公布。翌13年7月、「被災者の地租の免除等の法律」を公布。これらによる免税額は地租363万円、所得税1613万円、営業税417万円などであった（このうち、大正12年度分の減収額合計は2258万円）。

さらに、復興財源の手当てのための震災善後公債の発行があり、大正12年12月公布の「震災善後公債法」による帝都復興計画の公債発行総額は、4億6850万円にのぼった。その他にも、13年2月の緊急勅令で2420万円を限度とする公債を発行し、同年7月に「震災善後公債法」を改正して、発行限度を拡張した。また、いわゆる震災外債の発行も行なわれた。

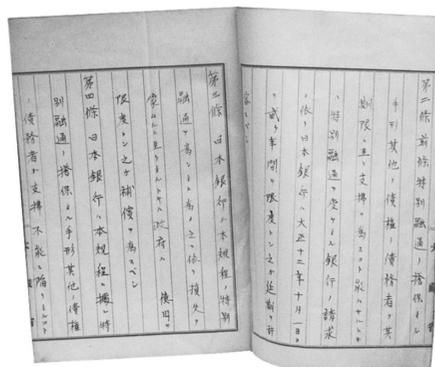
一方、金融の緊急措置としては、9月7日、わが国初のいわゆる「支払延期令」（モラトリアム）が公布される。次いで、9月27日には、「日本銀行手形割引損失補償令」を公布。この他にも、各種の復興資金の融通が行われた。金融の緊急措置について少し詳しく述べると、次のとおりであった。

震災の直後は、東京、横浜を始め罹災地で銀行の多くが焼失・損壊等の状態となり、金融全体が一時的に機能を停止してしまった。井上準之助蔵相は、直ちに「支払延期令」の起案を命じ、理財局においてドラフトを作成、枢密院の審議を経て、「私法上ノ金銭債務ノ支払延期及手形等ノ権利保存行為ノ期間延長ニ関スル件」が公布された。即日施行されたこの「支払延期令」は、大正12年9月1日以前に発生した私法上の金銭債務であって、9月1日から30日までの1カ月間に支払うべきものは、30日間支払いを延期するというものだった。ただし、その適用範囲は、債務者が東京府、神奈川県、静岡県、埼玉県、千葉県及び勅令によって指定する地区

に住所又は営業所を有するものに限られた。一方、適用除外となったものは、国・府県その他公共団体の債務の支払い、給料・賃金の支払い、給料・賃金の支払いのための銀行預金の支払い、1日100円以下の銀行預金の支払い、であった。

大蔵省にとっては、ひと息つく間もなく「支払延期令」の期限到来後の対策を練る必要があり、銀行代表者などとの協議が重ねられた。その後9月27日には、新たに「日本銀行手形割引損失補償令」が公布され、日銀は震災手形の再割引に応じ、震災手形の取立てに2カ年の猶予期間を置くこととされた〔写真参照〕。また、この特別融通による日銀の損失については、政府が1億円を限度として補償する、というものであった。これによって、「支払延期令」は予定通り廃止され、金融市場の大きな動揺もなく、金融恐慌（昭和2年）までは平穏が保たれたのだった。

ところで、津島壽一『外債処理の旅—国際信用の回復・外資導入への旅』（昭和41年）には、「日本は神武天皇以来、外債の元利払を1回も怠ったことのない国である」という森賢吾・元財務官の発言が引用され、次のようなエピソードが紹介されている。即ち、関東大震災に際しては、海外では横浜市が全滅したと報道され、同市の外債は支払い不能との憶測が流れたが、実際には、震災当日付けの利払いが正規のとおり実行され、日本国民の「支払精神」が世界に高く評価された、というものである。なお、このように第二次大戦勃発前においては、わが国は元利払いを一度も怠ったことがなかったが、開戦後は送金の路が閉ざされ、在外債券に対する元利払いは止むを得ず中断されることとなった。このため、政府は国際信義上の問題であるとして、横浜正金銀行に特殊財産管理勘定を開設し、それらの在外債券に対する資金を振り込ませている。こうした事例を考え合わせると、



大蔵省が作成した「日本銀行手形割引損失補償令」の原案

先人たちの国際信用にかけた熱い思いを彷彿とさせられる。

最後に、震災当時の大蔵省について回顧しておこう。震災発生直後の中央省庁は、大手町の大蔵本省を始め火災で類焼してしまい、執務体制にも大きな支障が出ていた。前記の財政金融緊急措置に関する大蔵省の事務も、永田町の大蔵大臣官舎と麹町八重洲町の三菱本社とに分散して行なわれたのである。

震災による大蔵省全体の人的被害は、死亡222人、重傷者59人。工場が被災した専売局では特に被害が大きかった。大蔵本省では、ただちに次官を長とする震災善後委員会を設置して、職員の救援及び庁舎と事務の復旧に当たることとした。さらに、必要物資を近県で購入して職員に分配し、同時に出先官署に呼びかけて救援物資の送付を依頼した。当時の記録には、出先の協力は本省側の予想以上のもので、多量の物資が寄せられたため購入は早期に打ち切られた、と記されている。これは、阪神淡路大震災の直後に、全国から大量の人的物的支援が現地に寄せられたことを想起させるエピソードである。

忘れた頃にやってくる大災害。十分な事前の危機管理と、災害発生時の機敏で強固な協力体制が望まれることは言うまでもない。